



西落合小 PTCA
ホームページ



菜の花だより

第5号



2025年2月
西落合小 PTCA
事務局本部

いつも PTCA 活動にご協力をいただきありがとうございます。

2024年7月5日に開催された第1回代表者会において提案がありました、PTCA 規約・細則の修正内容について報告します。賛成・反対の議決は、4月以降の総会にてお伺いします。

西落合小 PTCA（保護者・教職員・地域）規約改正 他



【規約・細則変更について】

規約

第4章 第5条（会費）

3. 転出者については返金しない。→「ただし、年度初めに転出予定のある会員については、規定の通り減額した会費を徴収する。」を追加。

細則

4 役員とサポートスタッフ

- (5) 事務局本部役員は、特典として、入学式・卒業式・学芸会等の学校行事において役員優先席を学校より提供される。→「各委員長」も含める。

6 PTCA 会費について

- (3) 転出会員への返金はなし。→「ただし、年度初めに転出予定のある会員については、規定の通り減額した会費を徴収する。」を追加。

・ 4月始業日～夏休み前 会費 500円

(児童2名以上同時在籍：750円)

・ 夏休み明け始業日～冬休み前 会費 1,000円

(児童2名同時在籍：1,250円、児童3名以上同時在籍：1,500円)

・ 冬休み明け始業日～3月修了日 会費 2,000円

(児童2名同時在籍：2,500円、児童3名以上同時在籍：3,000円) を追加。

(その他) 先生方の会費支払いについては免除とする。を追加

※改正前の規約は PTCA 事務局にて保管しております。

ご質問やご意見がありましたら、表紙下の該当する QR コードまたは URL からフォームにアクセスしてください。

質問やご意見の提出はこちらから→

<https://forms.gle/eBfk7mZbxK8MQkeS6>

